

第95回定時株主総会 招集ご通知

日時 2021年6月25日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場所 東京都港区芝公園一丁目5番10号
芝パークホテル 2階 「ローズ」

新型コロナウイルス感染症の影響により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合には、以下の当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

当社ウェブサイト
(<http://www.ichiken.co.jp>)

株式会社 **イチケン**

(証券コード 1847)

○目 次

第95回定時株主総会招集ご通知 1

株主総会参考書類

第1号議案	剰余金の処分の件	6
第2号議案	定款一部変更の件	10
第3号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件	17
第4号議案	監査等委員である取締役3名選任の件	22
第5号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件	25
第6号議案	監査等委員である取締役の報酬額設定の件	26
第7号議案	会計監査人選任の件	27

添付書類

事業報告	31
計算書類	48
監査報告書	50

株主総会会場ご案内図

株 主 各 位

東京都港区芝浦一丁目1番1号

株式会社 **イチケン**

代表取締役社長 長谷川 博之

第95回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第95回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、次のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、議決権を事前にご行使くださいますようお願い申し上げます。

【書面の郵送による議決権行使の場合】

4頁の「郵送による議決権行使」をご参照のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月24日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット）による議決権行使の場合】

5頁の「インターネットによる議決権行使」をご参照のうえ、2021年6月24日（木曜日）午後6時までに議決権をご行使ください。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都港区芝公園一丁目5番10号
芝パークホテル 2階 「ローズ」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項 第95期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第7号議案 会計監査人選任の件

4. 議決権行使に関する決定事項

- (1) 議決権行使書用紙の郵送による議決権行使において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (2) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (3) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、行使期限内に最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、行使期限内に最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以 上

＜株主様へのご連絡＞

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、事業報告の「会社の体制及び方針」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.ichiken.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知に記載されている計算書類は、会計監査人及び監査役がそれぞれの監査報告書の作成に際して監査した計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類の記載事項に修正が生じた場合には、修正内容をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.ichiken.co.jp>) に掲載させていただきます。

＜新型コロナウイルスの感染拡大防止対策へのご協力をお願い＞

- ◎当日のご出席を検討されている株主様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大状況をご確認のうえ、ご出席のご判断をお願い申し上げます。
- ◎株主様には可能な限り書面（議決権行使書用紙）または電磁的方法（インターネット）による議決権の事前行使をお願いいたします。詳細につきましては4頁及び5頁をご参照ください。
- ◎当日ご出席される株主様におかれましては、マスクをご持参、ご着用のうえ、検温及びアルコール消毒の実施にご協力をお願いいたします。
- ◎発熱等の体調不良がみられる場合や、マスクの着用を含む感染拡大防止対策へのご協力を得られない場合は、ご入場をお控えいただくことがございますので、あらかじめご了承ください。
- ◎株主総会会場の座席間隔を広く確保するため、十分な座席数を確保できず、ご入場いただけない場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ◎株主総会に出席する役員及び運営スタッフは、検温含め体調を確認のうえ、マスク着用にて対応させていただきます。
- ◎株主総会当日までの感染拡大の状況等により、上記の対応を含む株主総会の運営に大きな変更が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.ichiken.co.jp>) にてお知らせいたします。

オンデマンド配信のご案内

株主総会当日にご出席されない株主様のために、後日、株主総会当日の様子の一部を当社ウェブサイト (<http://www.ichiken.co.jp>) にてオンデマンド配信することを予定しております。
2021年7月上旬の配信を予定しておりますので、是非ご覧ください。

議決権行使についてのご案内

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、以下のご案内に従って議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会への出席による議決権行使

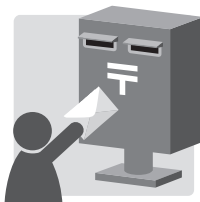


同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

日時 2021年6月25日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場所 東京都港区芝公園一丁目5番10号
芝パークホテル 2階 「ローズ」

郵送による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、切手を貼らずにご投函ください。ご捺印は不要です。

行使期限 2021年6月24日（木曜日）
午後6時到着分まで

議決権行使書
株式会社イチケン 御中

株主総会日 2021年6月25日 議決権の数 ○○○ 個

私は上記開催の定時株主総会（継続会または延会の場合を含む）の議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使いたします。

2021年6月 日

（ご注意）
当社は、議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。

こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

【ご記入の要領】

第1号議案、第2号議案、第5号議案、第6号議案および第7号議案
賛成の場合 ⇒ 「賛」の欄に○印
反対の場合 ⇒ 「否」の欄に○印

第3号議案および第4号議案
全員賛成の場合 ⇒ 「賛」の欄に○印
全員反対の場合 ⇒ 「否」の欄に○印
一部の候補者に ⇒ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

議案	原案に対する賛否	
第1号	賛	否
第2号	賛	否
第3号	賛	否
第4号	賛	否
第5号	賛	否
第6号	賛	否
第7号	賛	否

基準日現在の所有株式数 ○○○○ 株
 議決権の数 ○ 個
 ※議決権の数は1単位ごとに1個となります。

お 願 い

- 当株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙を総務課へご提出ください。
- 当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法により本日の議決権を行使ください。
 - 議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご返郵いただく方法
 - インターネットでログインQRコードを読み取るか、ウェブサイトに <https://vote.ic.mfg.jp/> によりは以下の1D、および1Dにログイン後、議決権を行使いただく方法
- 第3号議案および第4号議案において、候補者の一部がおり、異なる票数を取得される場合は、株主総会参考書類の候補者番号をご記入ください。

ログイン用紙コード
 ログインID 0000-0000-0000-000
 仮パスワード 000000

株式会社イチケン

インターネットによる議決権行使



パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から以下の議決権行使ウェブサイトへアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の「お願い」をご確認のうえ、「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月24日（木曜日）午後6時まで

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

1. インターネットによる議決権行使に関するご注意

- (1) 株主様以外の第三者による不正アクセス（いわゆる“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」から「本パスワード」への変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (2) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

2. 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

3. インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

インターネットによる議決権の行使に関し、ご不明な点がございましたら次のヘルプデスクにお問い合わせください。

お問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

機関投資家の皆様へ

議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、事業の成長・拡大及び財務基盤の安定化による企業価値の向上と、株主様への直接的な利益還元である配当の安定的な実施に重点を置き、利益の配分に関しては、今後の成長・拡大に備えた内部留保の充実を考慮して決定することを株主還元の基本方針としております。

具体的には、中期経営計画（2020年度～2022年度）において、事業基盤確立のための積極的な投資を進めるとともに、株主様に対して安定的な利益還元を行い、投資と配当の両立を目指すこととしており、配当性向20%以上の株主還元を実現することを目標としております。

当期の期末剰余金の配当につきましては、上記の基本方針及び当期の業績を勘案し、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき90円
総額652,866,300円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月28日

第2号議案から第6号議案に共通するご参考事項

当社は、コーポレートガバナンスをさらに充実させるため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行したいと存じます。第2号議案から第6号議案の各議案（10頁から26頁をご参照ください。）は、監査等委員会設置会社への移行に関連するものであります。これらの議案を上程するにあたり、監査等委員会設置会社の概要、監査等委員会設置会社へ移行する理由及び第2号議案から第6号議案の概要について、ご説明申し上げます。

1. 監査等委員会設置会社の概要

- (1) 監査等委員会設置会社においては、監査役に代わり、3名以上の取締役で構成され、その過半数を社外取締役が占める監査等委員会が監査を担います。したがって、監査役及び監査役会は設置されません。
- (2) 監査等委員である取締役は、監査等委員以外の取締役とは区別して株主総会において選任されます。
- (3) 監査等委員会設置会社では、監査等委員が取締役として取締役会における議決権を有するほか、監査等委員会が選定する監査等委員が監査等委員以外の取締役の選解任、辞任及び報酬等について株主総会において監査等委員会の意見を述べる権限を有します。これらは、監査役にはない権限（監督に関する権限）であります。
- (4) 監査等委員会設置会社においては、取締役の過半数が社外取締役である場合のほか、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の定めが定款に置かれている場合には、重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除きます。）の決定の全部または一部を取締役に委任することが可能であり、かかる委任を行うことにより、経営に関する意思決定の迅速化と監督機能の実効性を高めることが可能となります。

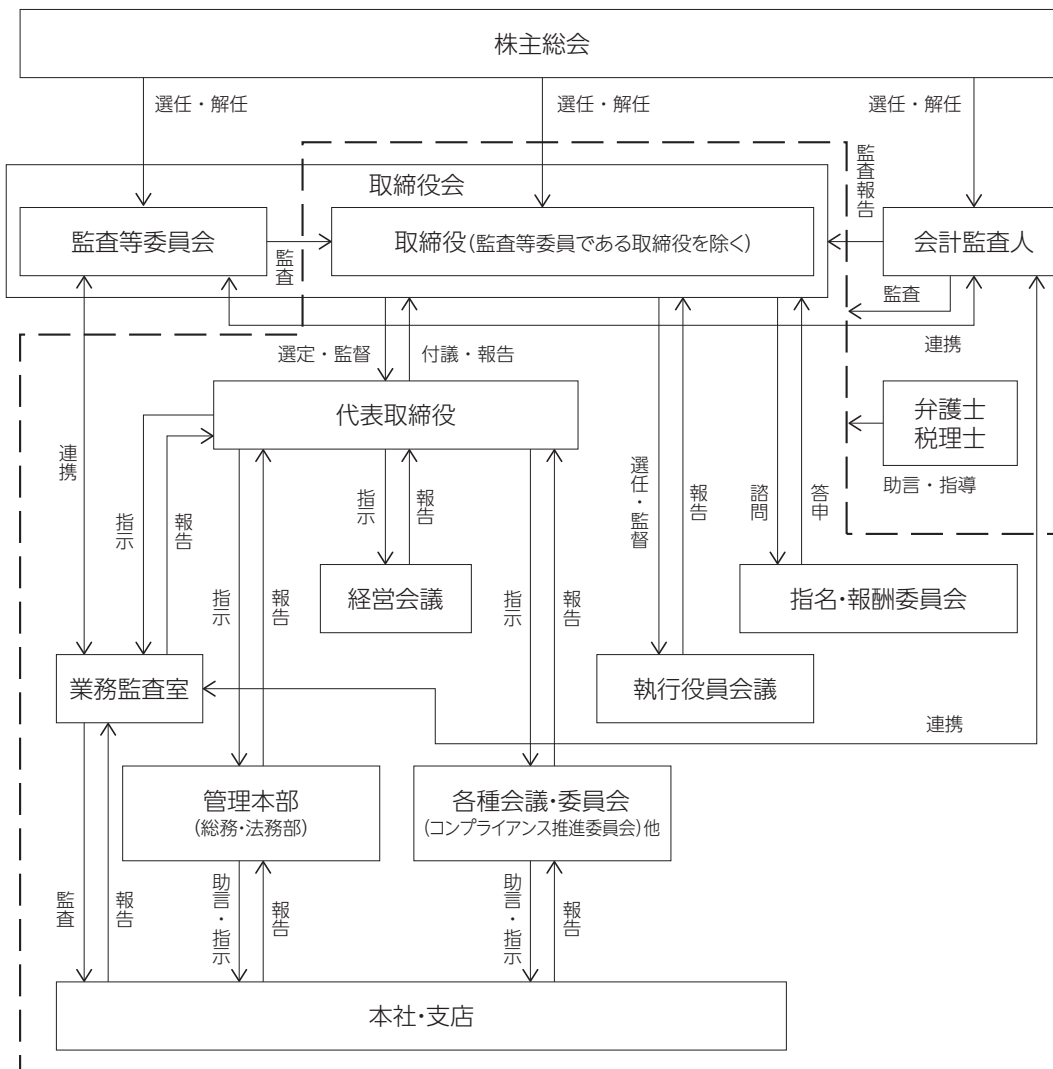
2. 監査等委員会設置会社への移行理由

当社は、コーポレートガバナンス体制の一層の充実を経営上の重要課題と位置づけ、経営の透明性の向上、迅速な意思決定の実現に取り組んでまいりました。今般、監査等委員会設置会社へ移行することにより、監査等委員が取締役として取締役会における議決権を有することで取締役会の監督機能を強化し、経営の健全性、透明性を一層向上させることができると考えております。また、取締役会から重要な業務執行の決定を取締役へ委譲することにより、より迅速な意思決定と機動的な業務執行を実現し、企業価値の更なる向上を図りたいと考えております。

3. 第2号議案から第6号議案について

- (1) 監査等委員会設置会社への移行には、監査役及び監査役会に係る規定を削除し、新たに監査等委員会及び監査等委員に係る規定を設けるなど、定款を変更する必要がありますので、第2号議案「定款一部変更の件」において、監査等委員会設置会社への移行のための定款変更をご提案するものであります。
- (2) 監査等委員会設置会社における取締役の選任は、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）と監査等委員である取締役とを区別して選任する必要があることから、第3号議案では取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の選任を、第4号議案では監査等委員である取締役の選任を、それぞれご提案するものであります。
- (3) 監査等委員会設置会社においては、監査等委員の地位の独立性を確保するため、取締役の報酬額については、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会の決議により定める必要があることから、第5号議案では取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬額を、第6号議案では監査等委員である取締役の報酬額を、それぞれご提案するものであります。

4. 監査等委員会設置会社移行後のコーポレートガバナンス体制（概念図）



第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 取締役の職務執行の監督等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、経営の監督機能の強化とコーポレートガバナンス体制の一層の充実を図るとともに、取締役会における重要な業務執行の決定の相当部分を業務執行取締役委任できる体制とすることで、より迅速な意思決定と機動的な業務執行を実現し、企業価値の更なる向上を図ることを目的として、現在の「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へと移行するため、次の変更を行うものであります。

- ① 監査役及び監査役会に関する規定の削除（現行定款第5章表題、現行定款第30条から第38条）
- ② 監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設（変更案第4条、変更案第5章表題、変更案第31条から第34条）
- ③ 取締役会の決議により、重要な業務執行の決定（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除きます。）の全部または一部を取締役に委任することができる旨の規定の新設（変更案第27条）
- ④ 監査役責任免除に係る規定の削除に伴う経過措置としての附則の新設（変更案附則）
- ⑤ その他所要の変更（変更案第19条から第23条、第25条、第28条）

(2) 本議案に係る定款変更は、本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更部分であります。）

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 <条文の省略></p> <p>（機 関）</p> <p>第4条</p> <p>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 <現行通り></p> <p>（機 関）</p> <p>第4条</p> <p>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p>

現行定款	変更案
<p>(1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 <条文の省略></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第11条 <条文の省略></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条 <条文の省略></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、9名以内とする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会においてこれを選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> <削除> (3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 <現行通り></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第11条 <現行通り></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条 <現行通り></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、9名以内とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会においてこれを選任する。</u></p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>2. 任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>3. 増員のため選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>(取締役の任期) 第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期満了前に退任した取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の補欠として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、退任した取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了する時までとする。</p> <p>4. <u>増員のため選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、他の現任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了する時までとする。</p> <p>5. <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役) 第22条 当会社の代表取締役は、取締役会の決議により定める。</p>	<p>(代表取締役) 第22条 当会社の代表取締役は、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>取締役会の決議により定める。</p>
<p>(役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議をもって、取締役会長、取締役社長各1名ならびに取締役副会長、取締役副社長、取締役最高顧問各若干名を定めることができる。</p>	<p>(役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議をもって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>取締役会長、取締役社長各1名ならびに取締役副会長、取締役副社長、取締役最高顧問各若干名を定めることができる。</p>

現行定款	変更案
<p>第24条 <条文の省略></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会招集の通知は、会日より3日前に各取締役および各監査役に対し発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第26条 <条文の省略></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議により定める。</p> <p>第28条～第29条 <条文の省略></p> <p style="text-align: center;">第5章 <u>監査役および監査役会</u> (<u>監査役の員数</u>)</p> <p>第30条 <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p>(<u>監査役の選任</u>)</p> <p>第31条 監査役は、株主総会においてこれを選任する。</p>	<p>第24条 <現行通り></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会招集の通知は、会日より3日前に各取締役に對し発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第26条 <現行通り></p> <p style="text-align: center;">(業務執行の決定の委任)</p> <p>第27条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員</u>である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。</p> <p>第29条～第30条 <現行通り></p> <p style="text-align: center;">第5章 <u>監査等委員会</u> <削除></p> <p style="text-align: center;"><削除></p>

現行定款	変更案
<p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p><削除></p>
<p>(監査役の任期) 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p><削除></p>
<p>2. <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p>(常勤監査役) 第33条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</p>	<p><削除></p>
<p>(監査役会規則) 第34条 監査役会に関する事項については、法令および本定款に定めあるもののほか監査役会で定める監査役会規則による。</p>	<p><削除></p>
<p>(監査役会の招集通知) 第35条 監査役会招集の通知は、会日より3日前に各監査役に対し発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p><削除></p>
<p>(監査役会の決議方法) 第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p><削除></p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の報酬等) 第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p>	<p><削除></p>
<p>(監査役の責任免除) 第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、会社法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の規定する限度において免除することができる。 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、会社法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p><削除></p>
<p><新設></p>	<p>(常勤の監査等委員) 第31条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定する。</p>
<p><新設></p>	<p>(監査等委員会規則) 第32条 監査等委員会に関する事項については、法令および本定款に定めあるもののほか監査等委員会で定める監査等委員会規則による。</p>
<p><新設></p>	<p>(監査等委員会の招集通知) 第33条 監査等委員会招集の通知は、会日より3日前に各監査等委員に対し発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人 第39条～第40条 <条文の省略></p> <p style="text-align: center;">第7章 執行役員 第41条～第43条 <条文の省略></p> <p style="text-align: center;">第8章 計 算 第44条～第47条 <条文の省略></p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p>	<p style="text-align: center;">(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人 第35条～第36条 <現行通り></p> <p style="text-align: center;">第7章 執行役員 第37条～第39条 <現行通り></p> <p style="text-align: center;">第8章 計 算 第40条～第43条 <現行通り></p> <p>附 則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>1. 2021年6月開催の第95回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任の取締役会の決議による免除については、なお従前の例による。</p> <p>2. 2021年6月開催の第95回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（7名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）7名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

なお、取締役候補者の選定は、28頁及び29頁に記載の「取締役候補者及び監査役候補者の選定の方針と手続の概要」に準拠して行われ、指名・報酬委員会からの妥当である旨の答申を受けて、取締役会において決定したものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

【参考】候補者一覧

候補者番号		氏名	生年月日	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席状況 (出席率)
1	再任	はせがわ ひろゆき 長谷川 博之	1960年2月4日	代表取締役社長 社長執行役員	12回／12回 (100%)
2	再任	ゆのくち ともはる 湯ノ口 智治	1957年12月16日	取締役 常務執行役員 事業本部長	12回／12回 (100%)
3	新任	いそ の けい じ 磯 野 慶 治	1961年5月18日	常務執行役員 事業本部長代行	—
4	新任	こ たに み つる 小 谷 実 弦	1964年4月6日	執行役員 管理本部副本部長	—
5	再任 社外	ふじ た すすむ 藤 田 進	1956年12月23日	社外取締役	12回／12回 (100%)
6	再任 社外 独立	たけ うち ひで あさ 武 内 秀 明	1959年5月11日	社外取締役	11回／12回 (91%)
7	再任 社外 独立	いちじ しゅん じ 伊知地 俊 人	1963年7月29日	社外取締役	12回／12回 (100%)

1 ^{は せ が わ ひ ろ ゆ き}
長谷川 博 之 (1960年2月4日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数	1982年 4月 当社入社
6,800株	2001年 6月 当社取締役関西支店長代行
取締役会出席状況(出席率)	2002年 6月 当社取締役関西統括兼神戸本店長
12回/12回	2005年 4月 当社常務取締役関西統括兼神戸本店長
(100%)	2007年 4月 当社取締役常務執行役員事業統括本部副本部長兼関東統括
	2011年 4月 当社取締役常務執行役員東京支店長
	2014年 6月 当社取締役専務執行役員営業推進本部長
	2015年 6月 当社代表取締役社長社長執行役員 (現任)

取締役候補者とした理由

当社において長年にわたり取締役として各支店を統括する責任者等を歴任し、2015年6月から代表取締役社長を務めており、当社の業務全般に関する幅広い知識・経験のほか、事業経営に関する高い知見と実績を有することから、重要な業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督に適任であると判断し、取締役候補者としたものであります。

2 ^{ゆ の くち とも はる}
湯ノ口 智 治 (1957年12月16日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数	2003年 7月 当社入社
1,400株	2006年 1月 当社福岡支店長
取締役会出席状況(出席率)	2008年 4月 当社執行役員福岡支店長
12回/12回	2013年 6月 当社常務執行役員福岡支店長
(100%)	2016年 4月 当社常務執行役員関西支店長
	2019年 4月 当社常務執行役員事業本部長代行
	2019年 6月 当社取締役常務執行役員事業本部長 (現任)

取締役候補者とした理由

当社において2006年1月から福岡支店長等を歴任し、支店業務全般に関する豊富な知識・経験のほか、営業戦略及び施工技術の両面に関する高い知見を有することから、重要な業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督に適任であると判断し、取締役候補者としたものであります。

3 いそ磯 の野 けい慶 じ治 (1961年5月18日生)

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数
2,700株

1989年 3月 株式会社ダイエーハウジング入社
1991年 9月 当社入社
2005年 4月 当社東京支店営業二部長
2013年 4月 当社東京支店副支店長
2013年 6月 当社執行役員東京支店副支店長
2016年 4月 当社執行役員福岡支店長
2019年 4月 当社執行役員関西支店長
2019年 6月 当社常務執行役員関西支店長
2021年 4月 当社常務執行役員事業本部長代行（現任）

取締役候補者とした理由

当社において長年にわたり支店業務に携わり、福岡支店長等を歴任しており、支店業務全般に関する豊富な知識・経験及び実績のほか、特に営業戦略に関する高い知見を有することから、重要な業務執行の決定及び取締役の職務遂行の監督に適任であると判断し、取締役候補者としたものであります。

4 こ小 たに谷 み実 つる弦 (1964年4月6日生)

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数
1,400株

1988年 4月 当社入社
2007年 4月 当社事業統括本部管理部(東京駐在)部長
2008年 4月 当社事業統括本部管理部長
2011年 4月 当社東京支店管理部長
2013年10月 当社管理本部業務管理部長
2015年 6月 当社事業本部長兼業務管理部長
2017年 4月 当社管理本部副本部長
2019年 6月 当社執行役員管理本部副本部長（現任）

取締役候補者とした理由

当社において長年にわたり管理部門の部門長を歴任し、財務及び会計に関する豊富な知識・経験及び実績のほか、管理部門全般に関する高い知見を有することから、重要な業務執行の決定及び取締役の職務遂行の監督に適任であると判断し、取締役候補者としたものであります。

5 藤 田 進 (1956年12月23日生)

再任 社外

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数	2002年 7月 株式会社マルハン社長室次長
— 株	2005年 10月 同社経営企画部長
	2006年 10月 同社執行役員経営企画部長
取締役会出席状況(出席率)	2015年 6月 同社取締役執行役員経営企画部長
	2015年 6月 当社社外取締役 (現任)
1 2回 / 1 2回	2015年 7月 株式会社マルハン取締役執行役員経営企画本部長
(100%)	2018年 4月 同社取締役上席執行役員経営企画本部長
	2020年 7月 同社上席執行役員経営企画本部長
	2021年 4月 同社上席執行役員グループユニット経営企画管掌役員 (現任)

在任年数

6年

(重要な兼職の状況)

株式会社マルハン上席執行役員グループユニット経営企画管掌役員

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等の概要

他社における会社経営の経験のほか、経営戦略の立案・遂行に関する長い経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者としたものであります。なお、選任後は、経営経験者としての専門的な知見を活かし、主に経営的な目線から経営計画の策定等に関し取締役会等においてご発言をいただくことにより取締役会の意思決定機能の向上にご尽力いただくことを期待しております。

6 武 内 秀 明 (1959年 5月11日生)

再任 社外 独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数	1984年 4月 日揮株式会社入社
— 株	1994年 4月 東京弁護士会登録 清水直法律事務所入所
	2001年 10月 松井・武内法律事務所開設 同パートナー
取締役会出席状況(出席率)	2005年 8月 武内法律事務所開設 同所長弁護士 (現任)
	2012年 9月 メディアスホールディングス株式会社社外監査役 (現任)
1 1回 / 1 2回	2015年 6月 当社社外取締役 (現任)
(91%)	2020年 9月 株式会社ジールコミュニケーションズ社外監査役 (現任)

在任年数

6年

(重要な兼職の状況)

武内法律事務所所長弁護士

メディアスホールディングス株式会社社外監査役

株式会社ジールコミュニケーションズ社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等の概要

過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者としたものであります。なお、選任後は法律の専門家としての知見を活かし、主に法的な観点からの助言や意見表明により、取締役会の意思決定機能の向上にご尽力いただくことを期待しております。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数 一 株	1988年 2月 東急不動産地域サービス株式会社(現東急リバブル(株))入社 1989年 2月 株式会社タケツエエステート入社 1993年10月 ウィル不動産販売(現(株)ウィル)創業 1993年11月 アサヒハウス株式会社取締役
取締役会出席状況(出席率) 12回/12回 (100%)	1995年 6月 株式会社ウィル不動産販売(現(株)ウィル)設立 同社代表取締役社長 2008年 1月 株式会社リノウエスト取締役(現任) 2008年 1月 株式会社ウィルフィナンシャルコミュニケーションズ取締役 2011年 3月 株式会社ウィル空間デザイン代表取締役 2013年11月 株式会社遊取締役
在任年数 4年	2014年 4月 株式会社ウィル取締役会長(現任) 2014年 7月 株式会社ウィルスタジオ取締役 2017年 6月 当社社外取締役(現任)

(重要な兼職の状況)

株式会社ウィル取締役会長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等の概要

他社における会社経営の経験のほか、不動産関連の実務に関する長い経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者としたものであります。なお、選任後は、経営経験者としての専門的な知見を活かし、主に経営的な目線からの経営計画の策定等に関する助言や意見表明により、取締役会の意思決定機能の向上にご尽力いただくことを期待しております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
 2. 藤田進氏、武内秀明氏及び伊知地俊人氏は、いずれも社外取締役候補者であります。
 3. 当社は、藤田進氏、武内秀明氏及び伊知地俊人氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を金300万円と会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額に限定する契約を締結しております。各氏が社外取締役に再任された場合には、当社は各氏との間で当該契約と同一の内容の契約をあらためて締結する予定であります。
 4. 当社は、当社が定めた社外役員の独立性判断基準(29頁及び30頁を参照)を充足する武内秀明氏及び伊知地俊人氏を独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ており、両氏が社外取締役に再任された場合には、引き続き両氏を独立役員として指定する予定であります。
 5. 当社は、保険会社との間で役員及び執行役員の全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金や争訟費用等を、当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の故意または重大な過失に起因する損害等については填補の対象外としております。なお、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。各取締役候補者が取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を同内容にて更新する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。また、監査等委員である取締役候補者の選定は、監査等委員会設置会社への移行を踏まえて28頁及び29頁に記載の「取締役候補者及び監査役候補者の選定の方針と手続の概要」に準拠して行われ、指名・報酬委員会からの妥当である旨の答申を受けて、取締役会において決定したものであります。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

【参考】候補者一覧

候補者番号	氏名	生年月日	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席状況 (出席率)
1	新任 湯浅史朗 ゆ あさ し ろう	1961年10月3日	管理本部財務経理部長	—
2	新任 社外 独立 初瀬貴 はつ せ たかし	1977年1月9日	社外監査役	10回/10回 (100%)
3	新任 社外 独立 井上明子 いの うえ あき こ	1976年1月21日	—	—

1 ^ゆ湯 ^{あさ}浅 ^し史 ^{ろう}朗 (1961年10月3日生)

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数 － 株	1984年 4月 大栄信用組合入社 1990年 4月 株式会社日本流通リース入社 1995年 4月 同社財務部財務課長 2000年 4月 同社財務部次長 2007年 2月 当社入社 2016年 4月 当社管理本部財務経理部担当部長 2017年 6月 当社管理本部財務経理部長 (現任)
--------------------	--

取締役候補者とした理由

長年にわたる財務・経理業務の経験及び実績に基づく財務及び会計に関する相当程度の知見を有するほか、管理部門の管理職を長年務めた経験に基づく管理部門全般に関する高い知見を有することから、中立的かつ客観的な視点から取締役の職務執行を監査し、当社の健全な経営と社会的信用の維持向上を図ることに適任であると判断し、監査等委員である取締役候補者としたものであります。

2 ^{はつ}初 ^せ瀬 ^{たかし}貴 (1977年1月9日生)

新任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数 － 株	2002年 10月 弁護士登録 (東京弁護士会) 虎門中央法律事務所入所 2015年 5月 Georgetown University Law Center LL.M.修了 2015年 8月 SheppardMullinRichter&HamptonLLP/Washington,D.C.Office勤務
取締役会出席状況(出席率) 10回/10回 (100%)	2016年 6月 NY州弁護士登録 2017年 11月 弁護士法人漆間総合法律事務所入所 2018年 9月 公認不正検査士登録 2019年 1月 弁護士法人漆間総合法律事務所代表社員 (現任) 2020年 6月 当社社外監査役 (現任)
監査役会出席状況(出席率) 10回/10回 (100%)	

(重要な兼職の状況)

弁護士法人漆間総合法律事務所代表社員

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等の概要

過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、法律の専門家としての海外での勤務経験を含む豊富な経験と企業法務を通じて培われた企業倫理や財務及び会計に関する高い見識を当社の経営に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。なお、選任後は、中立的かつ客観的な視点からの助言や意見表明を通じて、取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化を図っていただくことを期待しております。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数
一 株

2006年10月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
山王法律事務所入所
2009年12月 一般社団法人みんなの力理事（現任）
2017年4月 社会福祉法人武蔵野会評議員（現任）
2019年7月 西東京いこい法律事務所開所 代表弁護士（現任）
2019年9月 日本フォームサービス株式会社社外監査役（現任）
2020年7月 公益財団法人国際人材育成機構評議員（現任）

(重要な兼職の状況)

西東京いこい法律事務所代表弁護士
日本フォームサービス株式会社社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等の概要

過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、法律の専門家としての豊富な経験と社会福祉や国際交流に係る高い見識を当社の経営に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。なお、選任後は、中立的かつ客観的な視点からの助言や意見表明を通じて、取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化を図っていただくことを期待しております。

- (注) 1. 監査等委員である各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 初瀬貴氏及び井上明子氏は、いずれも社外取締役候補者であります。
3. 当社は、初瀬貴氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結しておりますが、湯浅史朗氏、初瀬貴氏及び井上明子氏が監査等委員である取締役に選任された場合には、新たに各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を金300万円と会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額に限定する契約を締結する予定であります。
4. 当社は、初瀬貴氏及び井上明子氏が監査等委員である社外取締役に選任された場合には、当社が定めた社外役員の独立性判断基準（29頁及び30頁を参照）を充足する両氏を独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出る予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で役員及び執行役員全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金や争訟費用等を、当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の故意または重大な過失に起因する損害等については填補の対象外としております。なお、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。各取締役候補者が監査等委員である取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を同内容にて更新する予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2008年6月27日開催の第82回定時株主総会において年額270百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、あらためて、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額270百万円以内（うち社外取締役分は年額60百万円以内）と定めることとさせていただきますと存じます。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたと存じます。

第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案に係る報酬の支給対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名（うち社外取締役は3名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

今般の報酬額の設定は、上記の事情を勘案し見直すものであり、指名・報酬委員会からも、取締役会で決議した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（その概要は41頁及び42頁を参照）に沿うものであり妥当である旨の答申を受けております。また、本議案をご承認いただいた場合にも、当該決定方針を変更する予定はございません。以上より、本議案の内容は相当であると判断しております。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員としての職責や経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額60百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案に係る報酬の支給対象となる監査等委員である取締役の員数は3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

今般の報酬額の設定は、上記の事情を勘案したものであり、指名・報酬委員会からも、妥当である旨の答申を受けております。以上より、本議案の内容は相当であると判断しております。

第7号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任となりますので、監査役会の決定に基づき、新たに会計監査人として太陽有限責任監査法人の選任をお願いするものであります。

なお、監査役会が太陽有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人としての専門性、独立性、品質管理体制及び監査報酬の水準から当社の会計監査が適切に行われることを確保する体制を備えていることに加えて、新たな視点での監査が期待できること等を総合的に勘案し、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者の名称、主たる事務所の所在地及び沿革等は次のとおりであります。

(2021年3月31日現在)

名 称	太陽有限責任監査法人	
事 務 所	<主たる事務所> 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 <その他の事務所> 大阪事務所ほか11ヶ所	
沿 革	1971年9月 太陽監査法人設立 1994年10月 グラントソントン インターナショナル加盟 2006年1月 太陽監査法人とASG監査法人が合併し太陽ASG監査法人となる 2008年7月 有限責任組織形態に移行し太陽ASG有限責任監査法人となる 2012年7月 永昌監査法人と合併 2013年10月 霞が関監査法人と合併 2014年10月 太陽有限責任監査法人に法人名変更 2018年7月 優成監査法人と合併	
概 要	<資 本 金> 508百万円 <構 成 人 員> 代表社員・社員 84名 特定社員 4名 公認会計士 308名 公認会計士試験合格者等 227名 その他 487名 合計 1,110名 <監査関与会社> 984社	

ご 参 考

1. 取締役候補者及び監査役候補者の選定の方針と手続の概要

当社は、取締役、監査役及び執行役員指名・報酬等に関する手続きの公平性・透明性・客観性等を強化することを通じてコーポレートガバナンス体制をより一層充実させることを目的に、取締役会の諮問機関として、指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会の委員の員数は3名以上とし、そのうち半数以上は後記の社外役員の独立性判断基準を充足する社外取締役により構成することとしております。

指名・報酬委員会は、取締役候補者及び監査役候補者の選定に際し、次の事項を勘案して審議のうえ、取締役会に答申を行います。

<取締役>

- (1) 当社の取締役の員数は9名以内とし、そのうち最低3名を社外取締役とすることを基本とし、社外取締役のうち最低2名は独立社外取締役とします。
- (2) 当社は、新規事業や海外展開を視野に入れて取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性を確保するため、次の事項を勘案して取締役候補者を選定します。

① 業務執行取締役候補者について

誠実な人格、業務執行取締役として管掌部門の業務に精通した知識、他の役職員とのコミュニケーション能力、法令及び企業倫理の遵守に徹する見識等を有すること。

② 社外取締役候補者について

誠実な人格、当社取締役会に多様な視点を取り入れる観点からの他社における豊富な経営経験もしくは法務、財務及び会計等に関する専門的な知識等の広範な経験や知識を有し、当該経験や知識から適切な意見表明や指導・監督を行う能力を有すること。

<監査役>

- (1) 当社の監査役の員数は4名以内とし、そのうち過半数を社外監査役とし、社外監査役のうち最低1名は独立社外監査役とします。
- (2) 当社監査役会は、取締役会から独立した組織として、監査役会全体の知識・経験・能力のバランス、多様性を確保するため、取締役会に対し、次の事項を勘案して監査役候補者を選定することを求め、取締役会から監査役候補者の選定につき同意を求められた場合には、次の事項を勘案して同意の可否を決定します。

① 常勤監査役候補者について

誠実な人格、法令及び企業倫理の遵守に徹する見識等を有し、中立的かつ客観的な視点から取締役の職務執行を監査し、法令または定款違反を未然に防止するとともに、当社の健全な経営と社会的信用の維持向上に資する人物であること。

② 社外監査役候補者について

誠実な人格、他社における豊富な経営経験もしくは法務、財務、会計等に関する専門的な知識等に基づく企業倫理の遵守に徹する見識等を有し、中立的かつ客観的な視点から取締役の職務執行を監査する能力を有していること。

2. 社外役員の独立性判断基準

当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性に関する考え方を明確にするため、以下のとおり「社外役員の独立性判断基準」を定めております。

社外役員が、次の各号のいずれにも該当しない場合、当該社外役員は当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断します。

- (1) 現在及び過去に一度でも、当社または当社子会社の取締役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人となったことがある者
- (2) 当社を主要な取引先とする者（当社の取引先であって、直近事業年度における当社の当該取引先への支払額が、その者の直近事業年度に係る年間収入の2%相当額を超える者）またはその業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人。以下同じ）
- (3) 当社の主要な取引先（直近事業年度における当社の年間売上高の2%相当額を超える額を当社に対して支払った者）またはその業務執行者
- (4) 当社の主要な借入先（直近事業年度に係る事業報告において主要な借入先として記載されている者）またはその業務執行者
- (5) 当社から、役員報酬以外に、直近事業年度において年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、公認会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等（ただし、当該財産上の利益を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、直近事業年度において当該団体の年間収入の2%相当額を超える額の財産上の利益を当社から得ている場合に限り、当該団体に所属している者）

- (6) 当社の会計監査人である監査法人の社員等として当社の監査業務を担当する者
- (7) 当社から、直近事業年度において年間1,000万円を超える額の寄付を受けている者（ただし、当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、その団体に所属している者）
- (8) 社外役員の相互就任の関係にある他の会社の業務執行者
- (9) 当社の大株主（直近事業年度の末日において自己または他人の名義をもって総株主の議決権の10%以上を保有する者）またはその業務執行者
- (10) 当社が総株主の議決権の10%以上を保有する者の業務執行者
- (11) 過去3年間のいずれかの時点において、上記（2）ないし（10）までのいずれかに掲げる法人等の業務執行者であった者
- (12) 上記（1）ないし（11）までのいずれかに掲げる者（ただし、重要な者に限る）の配偶者または二親等以内の親族
- (13) 前各号に定める事項のほか、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

以上

〔添付書類〕

事 業 報 告

(自 2020年 4月 1日)
(至 2021年 3月 31日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、2020年4月に緊急事態宣言が発出され、企業活動や消費者の行動が大幅に制限された影響により、景気は急速に悪化しました。緊急事態宣言解除後は、政府による景気対策の効果や、経済活動の段階的な再開により一時的に回復の兆しが見られたものの、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大により、緊急事態宣言が再発出されるなど、感染収束時期が見通せず、予断を許さない状況が続いております。また世界経済におきましては、米国の政権交代を契機に米中の対立が一層深刻化しております。また新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に収束の気配はなく、ワクチンの接種が開始されたものの、経済活動の回復には、依然として先行き不透明な状況が続いております。

建設業界におきましても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による経済活動の抑制から、受注競争の激化に加え、労務費の高騰及び建設資材の価格上昇により、引き続き厳しい経営環境が続いております。

このような状況のなか、当社は、新型コロナウイルス感染症予防・拡大防止対策の取り組みを継続し、事業活動を行ってまいりました。従前から培ってきたコア事業である「商業施設」建築のノウハウや企画・提案力を生かし、店舗等の新築・内改装工事の建設需要に対して積極的な受注活動を行い、また、マンション、物流施設、医療・福祉施設等、幅広い民間事業者の建設需要にも取り組んでまいりました。

この結果、当期の業績につきましては、受注高は前期比9.1%減の849億6千8百万円となりました。売上高は前期比2.4%増の886億2千4百万円となり、その内訳は、建設事業が前期比2.4%増の879億4千2百万円、不動産事業が前期比4.5%増の6億8千1百万円であります。次期への繰越工事高は前期比3.9%減の735億1千6百万円となりました。

損益につきましては、完成工事高の増加や利益率の改善などにより売上総利益が増加したことから、営業利益は前期比8.6%増の47億5千8百万円、経常利益は前期比10.2%増の46億7千3百万円となりました。また、当期純利益は前期比8.4%増の31億6千1百万円となりました。

以上のとおり、売上高、各利益ともに前期及び業績予想を上回る結果となりました。

部門別の受注高・売上高・繰越高

(単位：百万円)

区 分		前 期 繰 越 高	当 期 受 注 高	当 期 売 上 高	次 期 繰 越 高
建設事業	建 築 工 事	76,491	84,961	87,936	73,516
	土 木 工 事	—	6	6	—
	計	76,491	84,968	87,942	73,516
不 動 産 事 業		—	—	681	—
合 計		76,491	84,968	88,624	73,516

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 資金調達の状況

特記すべき新たな資金調達はありません。

(3) 設備投資の状況

当期における重要な設備投資はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の事業環境につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の収束時期が見通せず、景気回復が見通せないなか、更に建設業界におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による経済活動の抑制から、受注競争の激化に加え、労務費の高騰や建設資材価格の上昇により、引き続き厳しい経営環境が続くことが予想されます。

このような事業環境認識のもと、当社は、中核となる建設事業の基本戦略として「差別化・優位性の確立」を掲げ、2023年3月期を最終年度とする中期経営計画を策定いたしました。最終年度（2023年3月期）の経営目標である売上高900億円、営業利益44億4千万円、経常利益43億4千万円、配当性向20%以上、ROE（自己資本利益率）10%以上の達成を目指し、以下のような重点施策に引き続き取り組んでまいります。

① 技術提案力の強化

- ・SDGsのテーマと事業活動を紐づけ省エネ等の社会課題の解決とリンクさせた事業展開を模索し社会ニーズを取り込んだ営業提案力を強化してまいります。
- ・社会から信頼される品質・安全の提供及び環境への配慮に取り組むとともに、産学連携による独自の商品・技術開発等を推進し差別化・優位性の強化を図ります。

② 建設事業は採算性と生産性を重視した取り組みを強化

- ・建物用途別の売上構成は商業施設7割、マンション他で3割を基本とします。また潜在需要の見込める内装・リニューアル工事への取り組みを推進してまいります。
- ・設計体制の強化（設計力・技術力の底上げ）により設計施工案件の受注増強を図ります。また、積算部・購買部・技術サポート部の連携を強め、コスト競争力を高めてまいります。
- ・生産性向上施策を推進することで品質・安全を確保しつつ事業規模拡大を目指してまいります。

- ③ 不動産事業の拡大
- ・保有不動産を最適化し収益性を高めてまいります。
 - ・不動産取得を絡めて工事受注を目指す営業手法を強化してまいります。
 - ・新たなスキーム（S P C・P F I等）の情報収集と取り組みを推進してまいります。
- ④ 新規事業への取り組み ～新たな成長基盤を構築～
- ・海外事業は、現地MOU（協力関係構築に関する覚書）締結企業との関係を強化しつつ、新たな領域開拓も視野にした市場調査を推進し、現地法令等の理解深耕から事業化へと進めてまいります。
 - ・建設周辺事業を中心とした業務提携・出資・M&Aを検討してまいります。
 - ・企業グループ化へ向けた体制を整備いたします。
- ⑤ マネジメント力の向上
- ・E S G投資を意識した経営を推進し企業価値を向上してまいります。
 - ・経営環境の変化に機敏に反応し、迅速に対応できる体制の構築を進めてまいります。
 - ・人的資源の最適活用を目指します。（働き方改革の推進、教育による将来を担う『人財』の育成）

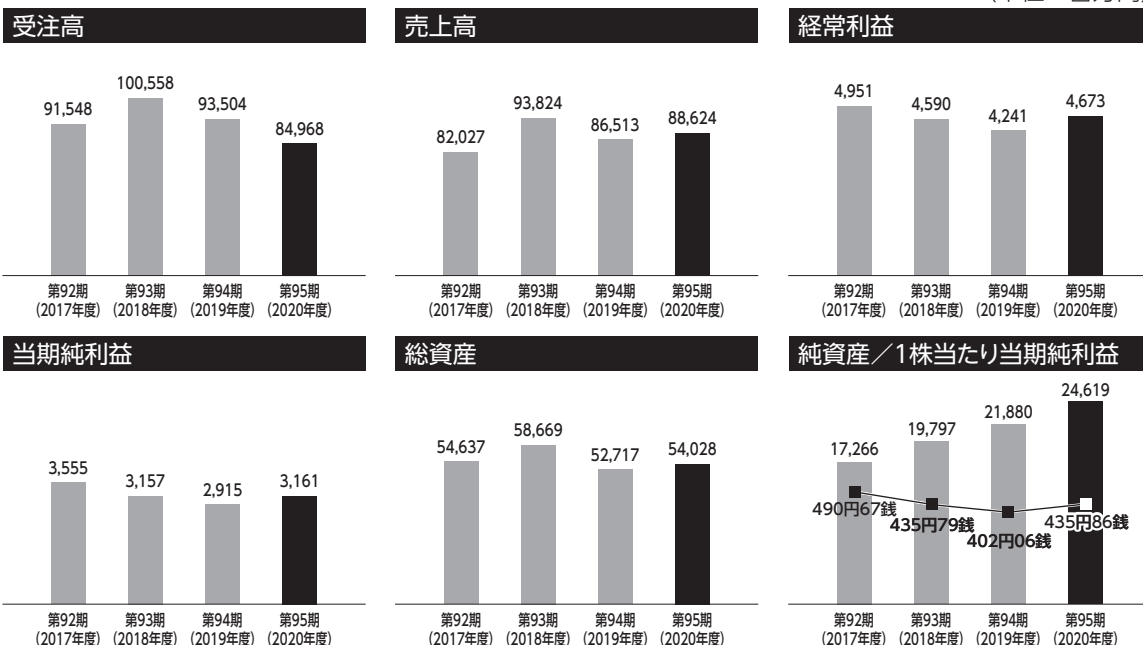
(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第92期 (2017年度)	第93期 (2018年度)	第94期 (2019年度)	第95期 (当期) (2020年度)
受 注 高	91,548	100,558	93,504	84,968
売 上 高	82,027	93,824	86,513	88,624
経 常 利 益	4,951	4,590	4,241	4,673
当 期 純 利 益	3,555	3,157	2,915	3,161
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	490円67銭	435円79銭	402円06銭	435円86銭
総 資 産	54,637	58,669	52,717	54,028
純 資 産	17,266	19,797	21,880	24,619

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。第92期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、「1株当たり当期純利益」を算定しております。

(単位：百万円)



(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当する事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

建設業法による特定建設業者として国土交通大臣許可を受け、建築・土木・内装仕上工事等の建設事業並びにショッピングセンターやビジネスホテルの賃貸事業等の不動産事業を行っております。

(8) 主要な事業所 (2021年3月31日現在)

区 分	事 業 所 名	所 在 地
建 設 事 業	東 京 支 店	東 京 都 港 区
	関 西 支 店	大 阪 府 大 阪 市
	九 州 支 店	福 岡 県 福 岡 市
	札 幌 支 店	北 海 道 札 幌 市
	仙 台 営 業 所	宮 城 県 仙 台 市
	名 古 屋 営 業 所	愛 知 県 名 古 屋 市
	広 島 営 業 所	広 島 県 広 島 市
不 動 産 事 業	沖 縄 営 業 所	沖 縄 県 那 覇 市
	赤とんぼ広場ショッピングセンター	兵 庫 県 た つ の 市

(注) 2021年2月21日にワオシティ三郷を閉鎖いたしました。

(9) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
640名	9名増	43.6歳	16.3年

(注) 従業員数は就業人員数であります。なお、臨時従業員数は含まれておりません。

(10) 主要な借入先 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	3,367
株式会社三菱UFJ銀行	1,685
株式会社東日本銀行	334

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 22,240,000株

(2) 発行済株式の総数 7,278,400株

(注) 発行済株式総数には自己株式数24,330株を含んでおります。

(3) 株主数 4,101名

(4) 上位10名の株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
株式会社 マルハン	2,342,800	32.29
株式会社 日本カストディ銀行(信託口)	436,500	6.01
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	304,100	4.19
株式会社 三井住友銀行	199,200	2.74
全国一栄会持株会	197,300	2.71
BBH LUX/DAIWA SBI LUX FUNDS SICAV-DSBI JAPAN EQUITY SMALL CAP ABSOLUTE VALUE (常任代理人 株式会社三井住友銀行)	150,000	2.06
株式会社 三菱UFJ銀行	118,400	1.63
原久美	105,500	1.45
竹内理人	84,500	1.16
クレディ・スイス証券株式会社	75,200	1.03

(注) 1. 持株比率は各株主の持株数の自己株式を除く発行済株式の総数に対する比率を記載しており、パーセントの数値は小数点第2位未満を切り捨てて表示しております。

2. 全国一栄会持株会は当社の取引先企業で構成されている持株会であります。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

該当する事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当する事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2021年3月31日現在）

①新株予約権の数 160個

②目的となる株式の種類及び数 普通株式 32,000株（新株予約権1個につき200株）

③当社役員の保有する新株予約権の区分別の内容の概要

	回次	行使価額	行使期間	個数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	第4回	1円	自 2005年6月30日 至 2025年6月29日	10個	1名
	第5回	1円	自 2007年2月1日 至 2027年1月15日	10個	1名
	第6回	1円	自 2008年6月25日 至 2027年6月28日	10個	1名
	第7回	1円	自 2009年6月25日 至 2028年6月27日	10個	1名
	第8回	1円	自 2010年6月25日 至 2029年6月26日	10個	1名
	第9回	1円	自 2011年6月27日 至 2030年6月29日	10個	1名
	第10回	1円	自 2012年6月25日 至 2031年6月29日	10個	1名
	第11回	1円	自 2013年6月24日 至 2032年6月28日	10個	1名
	第12回	1円	自 2014年6月23日 至 2033年6月27日	10個	1名
	第13回	1円	自 2015年6月25日 至 2034年6月27日	10個	1名
	第14回	1円	自 2016年6月23日 至 2035年6月26日	30個	2名
	第15回	1円	自 2017年6月26日 至 2036年6月28日	30個	2名
社外取締役	該当する事項はありません。				
監査役	該当する事項はありません。				

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付された新株予約権の状況
該当する事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当等	重要な兼職の状況
長谷川 博之	代表取締役社長（社長執行役員）	
西出 英雄	取締役（専務執行役員） 管理本部長	
佐々 英昭	取締役（常務執行役員） 技術本部長	
湯ノ口 智治	取締役（常務執行役員） 事業本部長	
藤田 進	取締役（社外取締役）	株式会社マルハン 上席執行役員経営企画本部長
武内 秀明	取締役（社外取締役）	武内法律事務所 所長弁護士 メディアスホールディングス株式会社 社外監査役 株式会社ジールコミュニケーションズ 社外監査役
伊知地 俊人	取締役（社外取締役）	株式会社ウィル 取締役会長
渡辺 直之	常勤監査役	
小川 真人	監査役（社外監査役）	A C Eコンサルティング株式会社 代表取締役 株式会社リョーサン 社外取締役監査等委員
※ 初瀬 貴	監査役（社外監査役）	弁護士法人漆間総合法律事務所 代表社員

- (注) 1. 「地位及び担当等」及び「重要な兼職の状況」は2021年3月31日現在で記載しております。
2. ※印の監査役は、2020年6月26日開催の第94回定時株主総会において、新たに監査役に選任され就任いたしました。
3. 常勤監査役渡辺直之氏は当社において長期間にわたり経理業務を担当した経歴を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役小川真人氏は公認会計士として長期間にわたり会計監査及び会計・財務コンサルティングに従事した経歴を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役初瀬貴氏は弁護士として企業法務に精通していることに加えて、M&Aやファイナンスに関する法律実務にも豊富な経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、当社が定めた社外役員の独立性判断基準（29頁及び30頁を参照）を充足する取締役武内秀明氏、取締役伊知地俊人氏、監査役小川真人氏及び監査役初瀬貴氏を独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ております。
7. 上記の表に記載の取締役藤田進氏に係る重要な兼職の状況は、2021年4月1日付で株式会社マルハン 上席執行役員グループユニット経営企画管掌役員に変更されております。
8. 上記の表に記載のほか、当事業年度において次の監査役が在任していましたが、次のとおり当事業年度中に退任いたしました。

〔氏名〕	〔退任時の地位〕	〔退任年月日〕	〔退任の理由〕
西村 正明	監査役	2020年6月26日	任期満了
吉 識 至 孝	監査役	2020年6月26日	任期満了

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金300万円または会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

(3) 補償契約の内容の概要

該当する事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は、当社取締役、当社監査役及び当社執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者の故意または重大な過失に起因する損害等については填補の対象外としております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等に関する事項

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動し、かつ、中期経営計画も踏まえた報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を指名・報酬委員会に諮問したうえで、2021年2月26日開催の取締役会において次のとおり決定いたしました。

ロ. 決定方針の内容の概要

(i) 基本方針

当社の取締役の報酬については、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、当社の業績や経済情勢等と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、あらかじめ報酬算定基準

(業績連動係数テーブルを含む)を定め、当該報酬算定基準に基づき、業務執行取締役の報酬は、基本報酬と業績連動報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役等の非業務執行取締役の報酬は、その職務に鑑み、基本報酬のみにより構成するものとする。なお、これらの報酬はいずれも金銭報酬とする。

- (ii) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針
当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数、個人業績評価に応じて他社水準、従業員給与の水準等を総合的に勘案した指名・報酬委員会の答申内容を踏まえて決定するものとする。
- (iii) 業績連動報酬の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針
業績連動報酬は、あらかじめ定めた業績連動係数テーブルを用いて中期経営計画の該当年度の売上高及び経常利益目標額等の達成率から導き出される係数を、役職位別の基準金額に乗じて算定するものとし、前事業年度における業績達成度に応じて業績連動報酬を決定したうえで、月例の報酬として支給するものとする。なお、役職位別の基準金額及び業績連動係数テーブルは、中期経営計画の達成状況が報酬に反映されるよう計画策定時等に、適宜、指名・報酬委員会の答申内容を踏まえて見直しを行うものとする。
- (iv) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
業務執行取締役の基本報酬と業績連動報酬の割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、業績連動報酬のウェイトが適切な水準となるよう、指名・報酬委員会において検討を行うものとする。取締役会は、指名・報酬委員会の答申内容を踏まえて種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定するものとする。
- (v) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
個人別の報酬額については、株主総会において承認された取締役の報酬総額の範囲内で、指名・報酬委員会の答申内容を踏まえて取締役会において具体的な報酬額を決定するものとする。

ハ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた検討を行っているため、取締役会も基本的に指名・報酬委員会の答申内容を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2008年6月27日開催の第82回定時株主総会において、取締役の報酬額を年額270百万円以内、監査役の報酬額を年額40百万円以内と決議されております。ただし、当該取締役の報酬額には使用人分の給与（賞与を含む）相当額は含まれないこととなっております。なお、当該定時株主総会終結時点における会社役員の数数は、取締役が6名（うち社外取締役は1名）、監査役が4名であります。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

該当する事項はありません。

④当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額	
			基本報酬	業績連動報酬
取締役	6名	160百万円	126百万円	33百万円
監査役	4名	22百万円	22百万円	－
合 計 (うち社外役員)	10名 (5名)	182百万円 (22百万円)	149百万円 (22百万円)	33百万円 －

- (注) 1. 当事業年度末現在の人員は、取締役7名（うち社外取締役3名）、監査役3名（うち社外監査役2名）であります。そのうち、社外取締役1名は無報酬であります。また、当事業年度中に任期満了により退任した監査役2名のうち1名につきましても無報酬であります。
2. 上記の表に記載した報酬等のほかに当事業年度において支払い、または支払う見込みの額が明らかとなった会社役員報酬等は、ありません。
3. 当社は、会社業績向上に対する意識向上のため、業績連動報酬を採用しており、その詳細につきましては、「業績連動報酬の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針」（42頁を参照）に記載のとおりです。なお、上記の表に記載の業績連動報酬の額は、中期経営計画に定める前事業年度（第94期）に係る売上高の目標額（84,000百万円）及び経常利益目標額（3,650百万円）に対する「財産及び損益の状況の推移」（35頁を参照）に記載の同事業年度に係る売上高及び経常利益の実績により算定しております。

(6) 社外役員に関する事項

①当事業年度における主な活動状況

イ. 社外取締役に関する事項

氏名	主な活動状況と社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
藤田 進	12回開催された取締役会のすべて、10回開催された経営会議のうち9回、4回開催された指名・報酬委員会のすべてに出席し、主に経営戦略の立案・遂行に関する長い経験と経営者としての視点から、当社の経営計画の策定等に関する適切な助言のほか、経営陣幹部の後継者計画を含む当社のガバナンス体制の向上に向けた意見表明を行っております。
武内 秀明	12回開催された取締役会のうち11回、10回開催された経営会議及び4回開催された指名・報酬委員会のすべてに出席し、主に経験豊富な法律の専門家としての視点から、当社経営陣の業務執行に関する適切な助言のほか、指名・報酬委員会の委員長としての経営陣幹部の指名及び報酬に関する取締役会への答申を主導しております。
伊知地 俊人	12回開催された取締役会のすべて、10回開催された経営会議のうち9回、4回開催された指名・報酬委員会のすべてに出席し、主に不動産関連の実務に関する長い経験と経営者の視点から、当社の不動産事業の展開を含む経営計画の策定等に関する適切な助言のほか、経営陣幹部の後継者計画を含む当社のガバナンス体制の向上に向けた意見表明を行っております。

ロ. 社外監査役に関する事項

氏名	主な活動状況
小川 真人	12回開催された取締役会及び13回開催された監査役会のすべてに出席し、主に公認会計士としての豊富な経験に基づく視点から適宜発言を行っております。
初瀬 貴	2020年6月26日の監査役就任後10回開催された取締役会及び10回開催された監査役会のすべてに出席し、主に企業法務に精通した弁護士としての経験に基づく視点から適宜発言を行っております。

(注) 上記のイ.及びロ.に係る各表に記載した取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回行われております。

②社外役員の重要な兼職先である他の法人等と当社の関係

- イ. 社外取締役藤田進氏が上席執行役員経営企画本部長を兼任している株式会社マルハンは、議決権比率にして32.41%に相当する当社株式を保有しており、当社は同社の関連会社であります。また、当社と同社の間には建設工事の取引関係があります。
- ロ. 社外取締役武内秀明氏が所長弁護士を兼任している武内法律事務所、同氏が社外監査役を兼任しているメディアスホールディングス株式会社及び株式会社ジールコミュニケーションズと当社の間には、資本関係や取引関係を含め、何ら関係はありません。
- ハ. 社外取締役伊知地俊人氏が取締役会長を兼任している株式会社ウィルと当社の間には、資本関係や取引関係を含め、何ら関係はありません。
- ニ. 社外監査役小川真人氏が代表取締役を兼任しているACEコンサルティング株式会社及び同氏が社外取締役監査等委員を兼任している株式会社リョーサンと当社の間には、資本関係や取引関係を含め、何ら関係はありません。
- ホ. 社外監査役初瀬貴氏が代表社員を兼任している弁護士法人漆間総合法律事務所と当社の間には、資本関係や取引関係を含め、何ら関係はありません。

③次の項目には社外役員全員につき該当する事項はありません。

- イ. 当社または当社の主要取引先等特定関係事業者の業務執行者または役員（業務執行者であるものを除く）との親族関係
- ロ. 「当事業年度における主な活動状況」のうち、「社外役員の意見により変更された事業方針等」及び「不当または不正な業務執行（重要でないものを除く）が行われたときの予防行為及び発生後の対応行為」
- ハ. 当社の親会社または当該親会社（親会社がない場合は当社）の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の額

(7) その他会社役員に関する重要な事項

該当する事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人からの監査計画の聴取や社内関係部署から提供された参考資料を通じて、会計監査人の監査計画の内容並びに監査時間、人員計画の相当性などを確認するとともに、過年度の報酬額とその算出根拠並びに同規模の同業他社の事例等を参考とするなどして協議の結果、当期の会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行ったものであります。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、収益認識に関する会計基準の適用による会計方針の検討に関する助言・指導業務についての対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、原則として、会計監査人が会社法第340条第1項の各号のいずれかに該当する場合、もしくは会社法、公認会計士法等の法令違反により懲戒処分等、監督官庁から重大な処分を受けた場合には、これを解任する決議を行うほか、監査品質の状況、監査品質確保の体制、監査人の独立性確保の体制等、監査の適正性を確保するための諸要素を総合的に勘案して、会計監査人がその任務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任もしくは不再任に関する議案を株主総会に提出することを決議するものとします。

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

(7) 補償契約の内容の概要

該当する事項はありません。

(8) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

該当する事項はありません。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	(44,606)	流動負債	(23,170)
現金預金	11,835	支払手形	1,177
受取手形	31	電子記録債権	4,845
電子記録債権	2,008	工事短期借入金	9,116
完成工事未収入金	24,490	短期借入金	1,510
販売用不動産	2,249	未払入金	7
未成工事支出金	3,624	未払費用	327
前払費用	103	未払法人税等	131
未収入金	82	未払消費税等	924
その他の金	186	未成工事引当金	745
貸倒引当金	△5	完成工事引当金	2,443
		工事損失引当金	1,053
固定資産	(9,421)	完成工事補償引当金	247
有形固定資産	6,572	工事損害賠償引当金	146
建物	1,597	賞与引当金	409
構築物	40	損害賠償引当金	70
車両運搬具	4	その他	13
工具器具・備品	124	固定負債	(6,238)
土地	4,789	長期借入金	4,527
リース資産	13	退職給付引当金	7
建設仮勘定	2	長期未払引当金	1,474
		長期預り	9
無形固定資産	92	負債合計	29,408
ソフトウェア	87	純資産の部	
その他の金	5	株主資本	(24,120)
投資その他の資産	2,756	資本剰余金	4,327
投資有価証券	1,544	資本剰余金	212
出資金	0	資本準備金	212
破産更生債権等	3	利益剰余金	19,606
長期前払費用	14	利益剰余金	432
繰延税金資産	838	その他利益剰余金	19,173
差入保証金	304	繰越利益剰余金	19,173
その他の金	54	自己株式	△26
貸倒引当金	△3	評価・換算差額等	(472)
資産合計	54,028	その他有価証券評価差額金	472
		新株予約権	(27)
		純資産合計	24,619
		負債純資産合計	54,028

損 益 計 算 書

(自 2020年 4 月 1 日
至 2021年 3 月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		
完 成 工 事 高	87,942	
不 動 産 事 業 売 上 高	681	88,624
売 上 原 価		
完 成 工 事 原 価	80,300	
不 動 産 事 業 売 上 原 価	662	80,962
売 上 総 利 益		
完 成 工 事 総 利 益	7,642	
不 動 産 事 業 総 利 益	18	7,661
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,903
営 業 利 益		4,758
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
受 取 配 当 金	24	
還 付 加 算 金	0	
雑 収 入	11	36
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	86	
手 形 売 却 損	22	
支 払 手 数 料	12	
雑 支 出	0	121
経 常 利 益		4,673
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	28	28
税 引 前 当 期 純 利 益		4,645
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,504	
法 人 税 等 調 整 額	△20	1,483
当 期 純 利 益		3,161

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

株式会社 イチケン
取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 鈴木登樹男 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 菊地徹 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イチケンの2020年4月1日から2021年3月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第95期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。なお、財務報告に係る内部統制については、有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討しました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月17日

株式会社イチケン 監査役会

常 勤 監 査 役 渡 辺 直 之 ㊟

監査役 (社外監査役) 小 川 真 人 ㊟

監査役 (社外監査役) 初 瀬 貴 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場：東京都港区芝公園一丁目5番10号
芝パークホテル 2階 「ローズ」



[交通] 電車のご利用案内

JR・モノレール浜松町駅（北口）より徒歩8分
都営地下鉄三田線御成門駅（A2出口）より徒歩2分
都営地下鉄浅草線・大江戸線大門駅（A6出口）より徒歩4分



見やすく読みまちがえ
にくいユニバーサルデ
ザインフォントを採用
しています。

